

# 横浜市小児科医会ニュース



No.36 2008年4月1日

## 時 言

### 「子どもたちにタバコの無い環境を！」

横浜市小児科医会副会長 藤原 芳人

我が国でもようやくタバコについての認識が変わりつつある。各JRの禁煙化やタクシーの禁煙化は全国的な広がりを見せている。近々、神奈川県で全国初の罰則を伴った「公共的施設での禁煙条例」も施行されようとしている。大阪府では世界禁煙デーの5月31日から庁内と出先機関を全面禁煙にすることを明らかにし、タバコを吸える休息時間を廃止するとしている。さらに和歌山県は4月1日から「和歌山県未成年者喫煙防止条例」を施行する。これは未成年の「健康の保護」と「健全な育成」の両方が目的で受動喫煙が未成年の健康に影響するだけでなく、喫煙を誘発するもので未成年者を受動喫煙から保護することを求めている。

これらの事は副流煙による健康被害が認知され、喫煙が単なる「迷惑行為」ではなく他人への健康被害を与える「加害行為」という認識がされてきているからである。くわえて喫煙行為がニコチン依存によることが明確になり、タバコが大人に許された嗜好品という考えが通らなくなってきたことも大きい。

我が国はFCTC（世界タバコ規制枠組み条約）に2004年に批准している。その第8条「受動喫煙の防止」にある「受動喫煙が健康障害を引き起こすことが、科学的証拠により明白に証明されていることを認識し、公共の場所における受動喫煙を防止するために立法、行政上の措置を行う」がようやく活かされつつある。



**子どもの周囲は禁煙に！**

図は日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児保健学会作製

我々小児科医が日常、診ている子どもは家庭内に限っても7割以上は受動喫煙に曝されている。

漫画、雑誌、テレビなどで喫煙場面が氾濫しているタバコに寛容な社会では喫煙が当たり前で、大人らしい行為に見えてしまう。「子どもは大人のいうことは聞かないが、大人のマネはする」のである。未成年の喫煙者は増加の一途である。特に未成年女子喫煙者の増加は顕著で10年で倍化している。

彼らの主な入手先は自販機である。その屋外設置はここ数年若干減少してはいるものの全国で52万台を超えており、これは世界に類

をみない。

自販機のタバコ購入専用カードの導入が試みられているがこの制度はタバコ業者が管理するのであり、抜け穴だらけで単に自販機存続の時間稼ぎとしか考えられない。そして高校生の1時間のバイトで2箱以上買える程、安価なのは世界でもっとも税率が低いためである。未成年にとって、健康をむしばまれる前に受ける大きな被害は「タバコを切らすことができない喫煙者生活」を強いられることである。

2007年のWHO世界禁煙デーのスローガンは「タバコ煙のない屋内環境」であった。こうしたアドボカシーの先鞭を小児科医がとる必要がある。我々小児科医は日常の診療の場で家族の喫煙状況の把握をして禁煙を勧めることはいうに及ばず、保健センタでの健診事業、学校医、保育園医としての活動現場などはタバコの害について啓発をする良い機会がある。防煙教育、受動喫煙による健康被害の予防に小児科医は力を注がねばならない。

## 二つの提言

(33)

### 診療報酬改定について

#### 平成20年度診療報酬改定について

横浜市医師会常任理事（社会保険担当）  
戸塚 武和

プライマリーバランス黒字化での歳出削減方針のもと、社会保障費はその自然増より毎年2,200億円が削減されてきたが、今回は医療がターゲットとなった。平成20年度の改定では、診療報酬本体+0.38%だが、薬価-1.2%、全体で-0.82%の改定である。

緊急課題への対応として、その中の一つに産科・小児科医療を重点的に評価するという項目があり、小児の高度な入院医療、障害を持つ乳幼児への手厚い医療、小児の外来医療の充実などがうたわれている。

病院関係では「小児入院管理料1（4500点）」が新設され、要件を満たす子供専門病院が評価された。重症児入院診療加算も2倍に増えた。また病院・診療所の小児科医師の連携による救急医療体制の評価として「地域連携小児夜間・休日診療料1、2」は50点ずつアッ

プ。日本小児科学会が考えている「地域小児科センターの認定制度」の創設に対し、このような点数アップは大きな追い風になるものと思われる。

診療所関係では、乳幼児の「外来診療料」が10点ずつアップ。小児特定疾患カウンセリング料の算定期間・算定回数要件が緩和され、「療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、2年を限度として月2回に限り算定できる。1回目500点、2回目400点」と改定された。現在、算定されておられる先生がたは、ご留意願いたい。

論争を呼んでいるのが「外来管理加算」の意義付けの見直しである。現状では再診時の51%に外来管理加算が同時算定されているが、見直しにより、いわゆる「お薬外来」では算定不可となった。患者との対話・懇切丁寧な説明が不可欠である。

軽症の時間外救急患者を地域の身近な診療所で受け入れることを促進するため、「夜間・早朝等加算50点」が新設された。表示する診療時間内に夜間、早朝部分が入っていた場合に加算が可能となった。但し6歳未満の乳幼児に対し時間外加算の特例を算定する場合には重複してこの50点は算定できない。また、あらかじめ届出が必要となる。

他科に比べ点数上では優遇されたとはい

え、少子化の時代、小児科診療所の経営は、決して楽ではない。さまざまな工夫をしていただき、この厳しい時代を何とか凌いでいただきたい。

## 診療報酬改定について

寺道小児科医院

寺 道 由 晃

私は勤務医時代と開業してから社会保険診療報酬支払基金の小児科審査員を勤めました。特に後半は主任審査員として比較的濃密に関わりましたので、その経験を通して平成20年4月改定に際してこの愚感を述べたいと思います。

平成14年4月にマイナス改定が始まって、今回久し振りに初めて下り止め、0に近いとは云えプラス改定になりました。下がり続けた間でも、小児科は他診療科に較べ一定の配慮がされてきました。それは、1.58ショック以来の特殊出生率の継続的な低下傾向の中で、子育て支援の一環としての配慮と病院小児科の不採算性ゆえの病床廃止、小児科廃止に対する対応と考えると良いと思います。また、産科医と共に小児科医数の減少も社会問題となっています。

後者は病院小児科医の拙劣な勤務環境、つまり少人数での過重業務内容と長時間拘束等による心身の疲弊からの退職者の続出です。小児科医減少対策の主眼は病院勤務医対策にとって良いと考えます。一方診療所小児科へも配慮は、従来より成長・発達の著しい乳幼児を中心に、診察・処方・処置・注射等に評価がなされてきました。小児救急医療対策は国・自治体共に政策に取り挙げられていて、診療報酬体系にも影響されています。例えば前々回改定では、6歳未満の乳幼児を対象に時間外加算が、時間外診療の定義を逸脱した条件で設定されました。時間外診療とは、診療応需体制を解いた後に、診療を再開した場

合とされていますが、時間内診療継続中でも平日は18時、土曜日は12時過ぎに受診された場合にも時間外加算が算定できるという画期的なものです。これは救急医療対策に加えて、子育て支援策とも考えられます。今回改定では更に6歳未満以外にも初診・再診に夫々50点加算できるようになりました。この際週30時間以上開業している診療であることが要件です。短時間夜間診療を専らとする診療所を除外する配慮と思います。そして月に1回以上救急医療機関に赴き、夜間診療に協力している診療所では27時間でも良いとされています。このことは病院勤務医師への協力を評価したものと、木目の細かい配慮に感服します。今回、小児科外来診療料に夫々10点加算されました。また小児特定疾患カウンセリング料に関して、算定期間が2年に、回数が月2回に増加されました。710点が1回目500点、2回目400点になりましたが相応の配慮を感じます。こうした小児科、特に診療所部分への配慮は、日本小児科医会（社会保険委員会その他）の地道な調査、評価、小児科学会、内保連、日本医師会への働き掛け、そして中協審、厚労省の理解善意によるものです。日本小児科医会社保委員会には本県小児科医会社保委員会の大山宜秀委員長が情熱的に参画していることも特記したいと思います。縷々述べた小児科への評価は、坐して得たものではなく、努力と善意の賜物と思います。未だ満足ではないかも知れませんが、小児科医への社会的要請も意識して日常活動を進め度いものです。口幅ったい多弁、御容赦下さい。



# 研修会抄録

## 「日常診療に必要な小児皮膚科の知識」

平成19年10月19日（金）

神奈川県立こども医療センター

皮膚科 馬場直子

日常の小児科診療の中で役立つと思われる皮膚科的な知識について、こども医療センターで経験した症例写真を供覧しながらお話をさせていただきました。

### (1) 先天性の血管腫や母斑について

最近、血管腫や母斑で受診する患者さんが非常に増えてきた。以前は小児の皮膚科といえばまずアトピー性皮膚炎が筆頭であったが、5、6年ほど前から血管腫・母斑の患者数がアトピー性皮膚炎を抜いて第一位となった。これは実際に疾患が増えているというよりも、単に受診数が増えたのだと思われる。従来はあざのようなものは子どものうちから医療の対象にされることは少なく、またあまりいい治療法もなかったが、近年レーザー治療が発達してきたことに加えて、生まれつきのあざがあるためにいじめの対象となったり、劣等感をもったりして、性格形成の上で影響を与えられることのないようにという配慮から、できるだけ物心がつく前に、そして集団生活に入る前に治療をしておきたいという希望が強くなってきたからだと思われる。

血管腫や母斑を診ていくうえで、大切なポイントが3つある。

1. その母斑が皮膚だけのものか、他の部位に合併症をもつ母斑症のサインなのか？

2. 自然消退するものか、一生不変で残るものか、増大するないし悪性化する可能性があるのか？

3. 早期治療を要するのか、待機手術で本当にいいのか？

これらの3つの点をはっきりさせながら診察し、また疾患の説明をすることが望まれる。

具体的な疾患としては、血管腫を伴う Sturge-Weber 症候群、Klippel-Trenaunay-Weber 症候群、blue rubber bleb nevus 症候群、Maffucci 症候群、色素性病変を伴う von Recklinghausen 病、色素血管母斑症、Albright 症候群、神経皮膚黒色症、Peutz-Jeghers 症候群、Bloch-Sulzberger 症候群、皮膚結合組織の異常を伴う Ehlers-Danlos 症候群、その他先天性白皮症、伊藤白斑、減汗性外胚葉異形成症などについて、診断、気をつけるべき合併症、早期治療が必要か、将来の悪性変化の有無などについて概説した。

### (2) 先天性皮膚疾患以外の子どもによくみられる common disease について

伝染性膿痂疹、SSSS、伝染性軟属腫、癩風、白癬、カンジダ症、カポジ水痘様発疹症、非結核性抗酸菌症、BCG 接種後副反応、虫刺症、蚊刺過敏症、疥癬、頭じらみなどについて、診断、治療、気をつけるべき点について概説した。

## 第23回横浜市産婦人科・小児科研究会

平成20年2月8日(金)

### 「タンデムマスによる先天性代謝異常症のスクリーニングについて」

神奈川県立こども医療センター 内分泌代謝科  
神奈川県先天性代謝異常対策委員会

安 達 昌 功

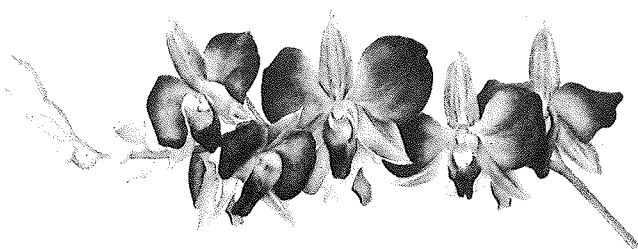
現行の新生児マススクリーニングが対象としている先天性代謝異常症は、内分泌疾患を除いては、フェニルケトン尿症(PKU)、楓糖尿症、ホモシスチン尿症、およびガラクトース血症であり、ガスリー法や高速液体クロマトグラフィー(high performance liquid chromatography, HPLC)等で測定されている。しかし、PKU以外は発生頻度が極めて低い疾患であり、費用対効果の面では問題がある。また、この4疾患以外にも多種多様な先天代謝異常症が存在するが、そのなかには、早期発見・早期治療を行うことで、予後の改善や突然死の回避が期待できるものも少なくない。

タンデムマスは、同時に多数の物質を迅速かつ正確に定量することが可能であるという特性を有し、装置の小型化とあいまって、新生児マススクリーニングの分野で実用化されるや急速に普及し、革命的な変化をもたらしている。タンデムマスは、タンデム質量分析計(tandem mass spectrometer)の略称であり、字義通り2台の質量分析計が直列に配置された装置である。さらに、資料の前処置に必要なHPLCが結合しているため、

LC/MS/MSとも記載される。

現在米国の多くの州やドイツ、オーストリア、韓国、台湾などでタンデムマスによる新生児マススクリーニングが事業化され、PKUなどのアミノ酸代謝異常症をはじめとして、脂肪酸代謝異常症や有機酸代謝異常症などが対象疾患とされている。疾患数は数疾患から、40疾患以上まで、地域によって異なっている。さらに、タンデムマスをステロイド測定に利用することで、偽陽性が多く問題となっている先天性副腎過形成症のマススクリーニングの改善にも利用できるとの報告も増加している。

このように、タンデムマスは世界的に急速に普及しており、わが国でも札幌市、東京都、熊本県など一部地域でパイロットスタディが実施されている。しかし、必ずしもすべての対象疾患に確実に有効な治療法があるわけではなく、また確定診断の方法についても簡単ではない。今後、タンデムマスによる新生児マススクリーニングが後退する可能性は少ないと思われるが、発見した後の対応をよく検討し、環境を整備しながら進めていくことが必要かもしれない。



## 権利と義務

横浜市小児科医会会長 野崎正之

「はしか」が大流行で神奈川県は全国ワースト1の汚名を蒙った。

神奈川県に限らず、もともと「日本」は「はしか」の輸出国として、欧米諸国の鼻つまみだったが、やっと厚労省が重い腰を上げて現行の「はしか+風疹混合ワクチン」2回接種に洩れた年齢を5年計画で救済することになった。しかも中卒で社会人になる人たちの存在も考慮に入れ、学年で切らず、年齢で決めることになったのは大へん結構なことだと思う。国の方式とは別に、横浜市独自の救済策も3月21日より実行されることになった。

後はどのくらい接種率が上がるかが問題である。国は5年間限定、横浜方式はほぼ1年間の限定である。当該の人たちがなるべく接種されるよう願っている。中には一切のワクチンを行わないという主義の人(親)もある。折角の無料接種の権利を放棄するのは、個人の勝手ということなのだろうが、「はしか」撲滅という大義名分からすれば、「権利放棄」ではなく、「義務不履行」のようにも思える。アメリカなどは、ほとんど「はしか」の流行はなく、希に小流行があれば、「日本人

がらみだ」とまで言われる。

「はしか」に限らず、アメリカでは多種混合ワクチンが主体的である。規定のワクチンを受けていないと、小学校入学を拒否される場合もあると聞いている。

日本の場合、教育の機会均等(国民は教育を受ける権利がある)が大前提であって、ワクチンを受けたかどうかなどは一切斟酌されない。「自由と平等」を旗頭に掲げるアメリカで入学を拒否されるとはなんとも不思議ではないか?

ただ、なんでも自由、自由という訳ではない。

「自由」とか「権利」とかいうものの裏には「義務」があるというのが、「日本人」に欠落した考え方であるように思う。

自分を取り巻く周囲の人たちに迷惑を掛けないというのは、最低限のマナーであって、そのための予防接種は「義務」であるという考え方で、「義務」を果たしてなければ、教育を受ける「権利」も「自由」もないというのであろう。

別に「教育の機会」を奪おうとまで主張する訳ではないが、戦後天下りの「自由」を手にした「日本人」には、自らの努力で「自由」を勝ち取った「欧米人」と違って、何か欠けているように思われてならない。これは文科省の「教育」にも関係してくる問題であるが、もっと「義務」を重んじ、「自己中心的」とならないような教育をして貰いたいものだと思う。



## 区会だより

### 青葉区小児科医会

青葉区小児科医会の活動について報告する。行政との関連では、区の保健センターにおける乳児健診と0歳児育児教室の出動がある。乳児健診は現在年5回ないし6回の出動である。全会員の協力により円滑に進み、次年度も同様な体制で臨みたい。ほぼ均等に出勤願っているが、0歳児育児教室は手上げ方式な為出動される医師が固定化してきており、会員の公平な負担という点でやや問題を残している。各教室とも好評だけに残念である。より多くの会員に参加できるように行政にも協力していただいて、曜日や場所も多少こちらの希望も聞いていただいている。次年度は選考の仕方も考えたい。

当区での勉強会であるが、ひとつは昭和大学藤が丘病院小児科との合同の勉強会が年に4回ほどあり、本年度の秋の勉強会は当区医師会館にて磯山恵一教授にご講演ねがった。年に一度は医師会館で大学の先生方と連携を深めるために恒例としたい。顔の見える勉強会である。

医師会との合同勉強会は平成19年6月13日に千葉県立衛生短期大学の工藤典代教授をお招きして、小児中耳炎ガイドラインについての講演を賜った。わかりやすい講演で好評であった。次年度は予防接種についての講演会を予定している。

当医会の事業としている感染症サーベランスは本年度よりファックスとネットの両方で開始した。順次ネットのみで報告するように整備していく予定である。

昨年度北部小児科医会が解散となったおりに出た余剰金があり、その有効利用として市小児科医会作成の評価が高い「小児救急のかかり方」を増刷し各会員に配布した。現在青葉区の人口は30万人であり2万部ではあるが小児救急に資するところ大と思われる。休日診療所でも配布する予定である。この件に関

しては行政、ベネッセとの交渉を一手に引き受けていただいた太田恵蔵先生に深謝いたします。

最後に来年度6月より会長が交代となり井上浩一先生となります。3年間会員の先生方に助けられてなんとか勤まりました。不手際も多々ありひとり一人の協力があったの小児科医会ということを痛感いたしました。これからも微力ながらお手伝いできればよいとおもいます。

ありがとうございました。

(文責 藤井 孝)

### 都筑区小児科医会

昭和大学北部病院との連携勉強会は今季3回開催された。各回の特別講演を以下に記す。

第9回 平成19年10月12日

『I型糖尿病治療に対しての基本的な考え』

たけすえ小児科院長 武居 正郎先生

第10回 平成19年12月14日

『食物アレルギーの基礎知識とその対応—愛媛における地域連携の試み』

福岡小児科アレルギー科院長(松山市)

福岡 圭介先生

第11回 平成20年2月15日

『急性胃腸炎の治療』

昭和大学豊洲病院名誉教授

小林 昭夫先生

また、保育園医師会と共催で、平成20年2月20日に保育園関係者へむけての教育講演会を開催した。国立病院機構相模原病院の海老澤元宏先生をお迎えして、保育の現場でもっとも問題になっている「食物アレルギー」についてのお話をうかがった。

(文責 殿内 力)

## 東部小児科医会

平成19年10月以後の当会の活動報告をします。

### \* 第53回東部小児科医会

日時：平成19年11月8日19時30分より

会場：横浜労災病院A V会議室

演題：横浜労災病院救急外来患者数統計

同 入院患者統計

症例：①抗生剤が良く効く繰り返す「かぜ」

②お誕生日にケーキを食べたら呼吸困難

③頸部リンパ節腫脹が透析に

④ウィルス性胃腸炎と思ったのに

⑤お尻から何かが出てくる

この会は横浜労災病院小児科の症例報告を中心に行われました。まず演題名に興味をそそられました。城部長の名司会のもと、内容も示唆に富み印象的な素晴らしい症例報告でした。

### \* 総会・第54回東部小児科医会

日時：平成20年3月6日19時30分より

会場：済生会横浜市東部病院多目的ホール

演題：知っておきたい小児外科のあれこれ

演者：慶應大学小児外科・移植外科講師

星野 健先生

講演は基本的な話から最先端の話までエピソードも交え実践的でわかりやすく話され大変好評でした。星野先生は非常勤として済生会横浜市東部病院の小児外科を担当されており、お互いに顔の見える連携作りとしても有意義でした。

今後の講演会は横浜労災病院と済生会横浜市東部病院で交互に開催することになりました。次回は5月に横浜労災病院で開催する予定です。

また済生会横浜市東部病院より地域連携時間外診療への参加の依頼があり、平成20年度早期の実施に向け調整中です。当会ではすでに横浜労災病院の地域連携時間外診療に参加していますが、現在の医療保険制度からこのシステムの実施が求められているようで

す。小児地域医療を担う第一線の医療機関と基幹病院の連携は大変重要な問題であり、お互いに過重な負担にならずにメリットをえられるような良好なシステムを作る必要があります。小児科医会地区会がその窓口になるのが適当かどうか疑問はありますが、もはや第一歩を踏み出す時期がきており、当会がその任に当たらざるをえなかったというのが現状です。

なお当会メーリングリスト作成の希望があり試験運用を開始しました。会員の希望者の自由参加で運用され、迅速な情報提供や自由な意見交換など、どのような形で活用できるか楽しみです。

(文責 古谷 正伸)

## 中区小児科医会

近況報告

第196回 平成19年9月19日

横浜ローズホテル

1) 万有製薬よりシングレア細粒説明

2) 伝達講習、会員情報交換、人事異動発表

\* 会長は、山崎康子より蔡誠偉へと、正式に発表されました。

\* 幹事は、寺道貴恵留任。

\* 新会長より：病診連携の重視+診診連絡の強化→競争関係ではなく、同業者としての親睦・診療情報交換・患者相互紹介を強めていきたいとの意思表示。

\* 同時出席の市太相原医師、みなと赤十字河野医師より、病棟小児科の近況を伝達。

第197回 平成19年11月30日

ホテルモンレー横浜

1) ファイザーよりジスロマック紹介

2) 講演：小児科における医事紛争と事例

森島小児科内科クリニック院長より、県や市医師会における医師会員の医療訴訟取扱の総論説明後、小児科領域の実際の判例について、文書記録や裁判経過、判決とその論点を提示し、各判例の反省点や今後の



要注意点を詳細かつ分かり易く解説。臨床医にとってすぐに応用可能な有益な講演内容でした。

PS：情報交換会にて、森島先生より余興として、手品やビール瓶による楽器演奏を披露していただきました。

第198回 平成20年2月14日

ニューグランドホテル

- 1) 塩野義製薬よりクラリチン・レディタブ
- 2) 小児アレルギー領域の病態と治療について  
市大小児総合医療センター

相原センター長

\*食物アレルギーの定義・診断・治療方法の変遷、実証例の紹介により幅広く、明快に解説。

\*気管支喘息時のテオフィリン製剤使用と痙攣の因果関係の再検索やテオフィリン使用の見直しを示唆する論説も紹介。今日の喘息治療ガイドラインに疑問を投げ掛ける動向があることを示唆しました。

3) 新入会員

野崎小児科医院 野崎和之医師

- 4) 近況報告・情報交換が和気あいの雰囲気の中で進み、会の終了間際に、会の花である寺道貴恵幹事より出席者全員にバレンタイン・チョコレートが手渡しされ、喝采とともに山崎康子前会長の挨拶で会を閉じました。

中区小児科医会はあと2回で200回目です。小児科医不足の長期化による医師の慢性疲労が進んでいます。限りある資源である小児科医の有効利用を、小児科医会という最小単位で、病診連携+診診連帯を中心に構築していくのが、今後も長期にわたって最急務となるでしょう。小児科医の地位向上とか保険点数増加の追求と同時に、診療により患者さんの支持を獲得するのは最短距離かもしれません。

(文責 蔡 誠偉)

## 金沢区小児科医会

昨年、夏にも、「区会だより」を書かせていただきました。そこに私は、1年間、会長を務めさせていただくにあたって、金沢区小児科医会を新たな会則のもとで活動を再開させ、学術講演会を開催することによって小児疾患について共同して検討することを通じ、相互の情報交換および親睦を図り、小児科診療の質的向上を目指す、という金沢区小児科医会運営に対する意欲を書き綴りました。そして、7月に開催した第1回の学術講演会に引き続き、10月開催予定の第2回学術講演会を準備している最中であることも書き添えました。

今、3月6日に、第3回金沢区小児科医会学術講演会および小児科医会総会を、金沢区のテクノタワーホテルで開催し終えたばかりです。平成19年度最後の講演会は、国立成育医療センター第一専門診療部アレルギー科医長の太矢幸弘先生にお越しいただき、「アトピー性皮膚炎治療の現場から」と題してご講演いただきました。30名を超える先生方がご参加くださいました。南部小児科医会から会長の森先生をはじめ5名の先生方がご参加くださいました。また、中区小児科医会の先生方や、横浜市立みなと赤十字病院、横須賀市立上町病院、三浦市立病院各小児科の若い先生方も多数参加してくださいました。会場に近い、横浜市大医学部附属病院小児科からも西巻准教授をはじめご参加いただきました。金沢区医師会からも会長で皮膚科医の山口先生をはじめ数名の先生方がおいでくださいました。

しかし、心残りは、金沢区でご開業の小児科の先生方が、当日ご都合が悪かったりご体調を崩されたりされ、3名しかご出席にならなかったことでした。学術講演会にご参加いただいた先生方は金沢区小児科医会会員とさせていただきますことを会則には盛り込んでいますが、もとより金沢区でご開業の小児の診療をされている小児科、内科小児科の先生方は「金沢区小児科医会会員」でいらっしゃると思いますので、顔ぶれが少なかったのは寂しいことでした。

平成20年度は、青木こどもクリニック院長青木浩之先生が会長に、ふじわら小児科院長藤原芳人先生が副会長にご就任くださいます。私も、学術担当として世話人に残り、金沢区小児科医会の発展に微力を尽くす所存ではあります。金沢区でご開業され小児の診療をなさっている小児科、内科小児科の先生方には、何卒金沢区小児科医会の理念をご理解いただいて本会の運営にご協力を賜り、平成20年度に開催いたします学術講演会や総会などの行事には、どうかご参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(文責 会長 成相 昭吉)

### 旭区小児科医会

日に日に陽気がよくなり、春めいてきております。今年は、インフルエンザの流行もなく平和な日々ようです。しかしながら我々小児科医を取り巻く環境は年々厳しさを増しているように思えます。

旭区医師会では、横浜市旭福祉保健センターで行われている乳児健診のうち4ヶ月健診と3歳健診に際して小児科医会を中心に協力をしています。4月からの出勤予定の作成に着手しております。これに先立ち、センター側と旭区小児科医会の緊密な連携が必要との認識から、連絡会を立ち上げております。

第1回目の連絡会はこの1月に横浜市旭福祉保健センターで開催されました。福祉保健センター側からは、保健士、栄養士、歯科衛生士ならびに区職員が、旭区小児科医会側からは健診に協力している医師が参加し、活発な意見交換がなされました。医療を取り囲む環境の変化に加えて、子育て中の子供を持つ家庭環境も大きく変化し、我々小児科医も今までの経験にのみ頼る状況にはありません。

母乳栄養や母子間の関係やら、新しい考え方が出現しているようです。それらを基に保健福祉センター内で色々と議論検討がなされているようですが、残念ながらその場に我々小児科医は入っておりません。とても不思議

なことです。実際にどのような相談事があるのか、それに対してどのような指導がされているのか、知らないのです。

区によって事情は異なると思います。遅まきながら、我々旭区小児科医会では保健福祉センターとの連絡会を発足いたしました。「乞うご期待」と言うところです。

(幹事 小島 正)

### 南西部小児科医会

戸塚区：第20回小児疾患研究会

日時：平成20年3月25日(火)

場所：戸塚崎陽軒

#### I. 症例報告3題

座長 小児科医長 菅井 和子

- ・血液培養よりHibが検出された蜂窩織炎の1例

横浜医療センター小児科

和田 芳雅

- ・意識障害で当科に救急搬送された気管支喘息の1例

横浜医療センター小児科

大山 宜孝

- ・食物アレルギーを合併した重症アトピー性皮膚炎の1例

横浜医療センター小児科

榎本 聡子

#### II. 特別講演

座長 小児科部長 鍋木 陽一

「戸塚区小中学校における食物アレルギーの頻度と今後の課題」

Yこどもクリニック院長

山崎扶佐江先生

#### III. 横浜医療センターの現状報告

- ①横浜アレルギー免疫カンファランス  
菅井 和子

- ②臨床研究部小児科研究室

小林 慈典

- ③横浜市拠点病院構想の現状とこれから  
鍋木 陽一

(文責 嶽間沢 昌和)

—— 庶務報告 ——

1. 研修会

H19. 10. 19 (金)

於 ブリーズベイホテル 出席者71名  
 講演：「日常診療でみる小児の皮膚疾患」  
 講師：神奈川県立こども医療センター  
 皮膚科部長 馬場 直子先生

2. 常任幹事会

H19. 12. 7 (金)

於 桃源 出席者15名

3. 役員会

H20. 3. 28 (金)

於 桃源 出席者24名

4. 第23回産婦人科・小児科研究会

H20. 2. 8 (金)

於 ブリーズベイホテル 出席者46名  
 (小児科36名)  
 講演：「タンデムマスによる先天性代謝異常症のスクリーニングについて」  
 講師：神奈川県立こども医療センター  
 内分泌代謝科部長 安達 昌功先生

5. 広報活動

H19. 10. 1 (月)

小児科医会ニュース 第35号発行

6. その他

H20. 2. 1 (金)

2008年版 小児科医会会員名簿発刊

H20. 3. 6 (木)

市民医療講演会の開催

- 於 神奈川県民ホール大会議室
- (1) 「小児救急拠点病院の現状について」  
 済生会横浜市東部病院 澤 文博先生
- (2) 「賢い小児救急のかかり方」  
 吉田こどもクリニック 吉田 義幸先生  
 (庶務 大西 三郎)

横浜市小児科医会会計の中間報告を申し上げます。

中間報告 H20. 3. 6 現在

現在高 2,030,503円  
 (内訳) 現金 104,307円  
 郵便貯金 1,246,025円  
 医師信用組合 680,171円

△未払分(交通費) (225,000円)  
 (会計 小林 幹子)

会員動向(平成19年10月～平成20年3月)

入会 7名

〒223-0061 港北区日吉 6-1-20 (医) 峰和会さとう小児科クリニック TEL 045-564-3717 佐藤 雅彦
〒231-0849 中区麦田町 4-99 野崎小児科医院 TEL 045-622-8676 野崎 和之
〒223-0053 港北区綱島西 2-7-2 第7吉田ビル 5階 (医) 泰寿会さかもと小児クリニック TEL 045-540-1023 坂本 泰寿
〒223-0065 港北区高田東 1-25-3 斎藤小児科心とからだのクリニック TEL 045-531-3574 斎藤 富美子
〒245-8575 戸塚区原宿 3-60-2 (独法) 国立病院機構横浜医療センター TEL 045-851-2621 鍋木 陽一
〒223-0062 港北区日吉本町 3-30-11 佳久こどもクリニック TEL 045-560-5575 佳久 哲宜
〒222-0036 港北区小机町 3211 (独法) 労働者健康福祉機構 横浜労災病院 TEL 045-474-8111 島袋 林秀

退会 9名

区名	氏名	備考
金沢区	松瀬安彦	H19.12.23ご逝去
青葉区	半場久也	
金沢区	宮崎佳久	
磯子区	横田國臣	
金沢区	池端隆幸	
神奈川区	原光宏	
南区	長尾大	
旭区	千葉光雄	
中区	井上敦	

異動 2名

渋谷昭徳	異動事項：住所変更(自宅会員)
〒231-0007	中区弁天通6-7 LSP横浜プリマザーナ1302 TEL 045-641-5110
佐野守男	異動事項：勤務先変更
〒222-0035	港北区鳥山町650-1 (医)ワンアンドオンリー 新横浜母と子の病院 TEL 045-472-2911

会員数：297名（平成20年3月31日現在）

2008年版 横浜市小児科医会会員名簿正誤表について

先般発刊致しました2008年版横浜市小児科医会会員名簿におきまして、一部誤りがございました。関係者並びに会員の皆様方には多大なご迷惑をお掛け致しましたこと、深くお詫び申し上げます。つきましては、次のとおり訂正させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

記

2008年版会員名簿正誤表

※ 敬称略

頁	訂正箇所	正	誤
4	緑区医会会長	古藤秀洋 〒226-0018 緑区長津田みなみ台1-20-9 みなみ台小に科 TEL：982-7041 FAX：982-7041	一色保夫
11	眞田喬子 (住所)	鶴見中央4-2-3	鶴見中央 5-11-2-405

編集後記

インフルエンザもさっぱり流行せず、冬も終わり、あっという間に桜が咲き、診療報酬改定の時期を迎えた。

我々小児科医が、今回多少、他科に比べ優遇されたとはいえ、この程度のupでは、地域小児科医療に対する情熱を維持していくのは辛いものがある。

膨大な資料にうんざりしながらも、数点でも取り漏れのないよう、セコセコとしている自分が悲しい……。

(文責：広報担当常任幹事 大川 尚美)

2008年4月1日発行  
横浜市小児科医ニュース No. 36

題字 五十嵐鐵馬

発行人 横浜市小児科医会  
代表 野崎 正之  
編集：横浜市小児科医会広報部  
事務局：〒231-0062  
横浜市中区桜木町1-1  
横浜市医師会：事業二課  
Tel 201-7363